

千葉県公共下水道使用料賦課等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共下水道使用料の賦課等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道使用者)

第2条 公共下水道使用者とは、下水を公共下水道に排除して使用する者をいう。なお、分流区域及び合流区域における使用者は、次のとおりとする。

1 分流区域における使用者

(1) 供用開始区域内の者で、汚水を排除し公共下水道を使用する者、また供用開始区域外の者で、汚水を排除し公共下水道を使用する場合は使用者とする。

(2) 浄化槽トイレの使用水は雨水管及びU字溝、側溝、在来管等の排水施設を利用し、トイレ以外の汚水（以下「雑排水」という。）を公共下水道へ排除する者。

(3) くみ取りトイレを使用し雑排水を公共下水道へ排除する者。

(4) 雑排水はU字溝、側溝、在来管等の排水施設を利用し、水洗トイレの使用水を公共下水道へ排除する者。

2 合流区域における使用者

(1) 供用開始区域内の者で、いかなる排水施設を利用しようとも汚水を排除し公共下水道を使用する者。

(2) 供用開始区域外の者であっても管理者の許可を受け、若しくは協議により公共下水道に接続した排水施設を利用し、汚水を公共下水道に排除する者及びこれ以外の者で公共下水道に汚水を排除し公共下水道使用者と実質的に同等な便益を受けていると認められる者。

注. 使用者としない者

1 公共下水道の布設計画のある公道等に公共の用に供している排水施設を利用し、汚水を公共下水道に排除する者。

2 二以上の単位区画（公道又は河川で囲まれている最小区画）を横断した公共の用に供する排水施設を利用し、汚水を公共下水道に排除する者（供用開始区域の内外を問わない）。

(汚水排除量の認定)

第3条 下水道使用者が排除した汚水量の認定は、次により行なう。ただし、条例第15条2による汚水排除量の認定は減量事務取扱規定によるものとする。

1. 水道水を使用している場合

水道の使用水量をもって汚水排除量とする。

2. 地下水を使用している場合

量水器による直接計測又は揚水ポンプの単位時間における揚水量に徴収の対象となる月分における揚水ポンプの稼働時間数を乗じてその使用水量を認定し汚水排除量とする。この場合、揚水ポンプの揚水量又は揚水ポンプの稼働時間は千葉市下水道条例第15条の2の規定に基づいて設置する計測装置によって測定する。

なお、計測装置の設置に係る事務取扱等については、汚水排除量認定のための計測装置設置に関する取扱要綱及び地下水関係事務取扱要領によるものとする。ただし、この方法によりがたいものについては使用者の世帯人数、業態、揚水設備、水の使用状況その他の事実を考慮してその使用水量を認定し汚水排除量とする。

また、一般家庭の場合は、千葉市下水道条例施行規則第9条1項の1の規定によるものとする。

3. 湧水を使用し、公共下水道へ排除している場合

前記2に準ずる。

4. 使用水量の合算

同一使用者が同一敷地内において同一種別の汚水を公共下水道に排除している場合は、使用水が水道水であると水道水以外であるにかかわらず使用(営業又は生活)目的が同じときは使用水量を合算し、汚水排除量とする。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 各戸に計測装置が設置されており、なおかつ各家屋の構造が独立して生活又は事業が営めるよう区別できるもの。
- (2) 実使用者が異なるもの。
- (3) 下水道使用料算定の料率区分の異なるもの。

(下水道使用料の減免)

第4条 千葉県下水道条例第21条に基づく下水道使用料の減免は千葉県下水道使用料減免事務取扱要綱によるものとする。

(共用汚水に関する取扱い)

第5条 共用汚水に関する取扱いは共用取扱い規定によるものとする。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。